資料１

施設の概要及び現在の指定管理業務の内容

１　大学のまち交流センター施設の概要

⑴　施設の設置目的

京都市大学のまち交流センター条例（以下「条例」という。）に基づき、大学（学校教育法第１条に規定する大学をいう。以下同じ。）における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動その他の活動の用に供すること。

⑵　名称・所在地等

ア　名　　称

京都市大学のまち交流センター（愛称：キャンパスプラザ京都､以下「センター」という。）

イ　所 在 地

京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町９３９番地

ウ　建物概要

［構造・階数］鉄骨鉄筋コンクリート造・地下１階地上６階建て

［敷地面積］２,６３２.７１㎡　［延べ床面積］１１,６７７.４７㎡

［開　　設］平成１２年９月

［施設内容］

６階	第 1～8 講習室（第 1・3・7 は大学院等共同サテライト）、京都市わかもの就職支援センター、多様な担い手就労支援コーナー
５階	第 1 講義室、第 1～5 演習室、共同研究室
４階	第 2～4 講義室
３階	放送大学京都学習センター
２階	第 1～3 会議室、ホール、和室
１階	施設受付、学生PLACE(ぷらす)+（学生交流スペース）、事務室、カフェ、駐輪場
地階	駐車場

参考：「京都市大学のまち交流センター条例」（抜粋）

（設置）

第１条　大学（学校教育法第１条に規定する大学をいう。以下同じ。）における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動（以下「交流活動」という。）その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称　京都市大学のまち交流センター

位置　京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町 939 番地

⑶　使用料（条例第８条別表・施行規則第４条において規定）

＜貸室＞「大学利用」は使用日の６か月前から、「一般利用」は使用日の３か月前から予約可能（条例施行規則第２条）

区分（※１）		使用料	
		大学等が交流活動に使用する場合（※２）	その他の場合
第１講義室及び第２講義室	１講時、２講時、３講時、４講時又は５講時	円 ３,６６０	円 １５,３９０
	６講時又は７講時	５,４４０	２２,７８０
第３講義室	１講時、２講時、３講時、４講時又は５講時	２,５１０	１０,５１０
	６講時又は７講時	３,７１０	１５,５５０
第４講義室	１講時、２講時、３講時、４講時又は５講時	１,５１０	６,２８０
	６講時又は７講時	２,３００	９,５８０
第１演習室,第２演習室,第３演習室,第４演習室及び第５演習室	１講時、２講時、３講時、４講時又は５講時	５７０	２,３５０
	６講時又は７講時	８３０	３,４５０
第１会議室	午前	３,９２０	１６,５００
	午後	５,２３０	２１,９９０
	夜間	６,８６０	２８,７５０
第２会議室及び第３会議室	午前	２,３００	９,５８０
	午後	３,０３０	１２,７２０
	夜間	４,０３０	１６,８００
ホール	午前	４,５５０	１９,０００
	午後	６,０７０	２５,４５０
	夜間	８,０１０	３３,６１０
和室	午前	１,２００	５,０２０
	午後	１,６２０	６,７５０
	夜間	２,１４０	８,９５０
第１講習室	１年		２,５９８,０９０
	１講時、２講時、３講時、４講時又は５講時	９４０	３,９１０
	６講時又は７講時	１,４１０	５,８００
第２講習室,第３講習室及び第４講習室	１年		２,２７３,３３０
	１講時、２講時、３講時、４講時又は５講時	８３０	３,４５０
	６講時又は７講時	１,２５０	５,１７０
第５講習室,第６講習室,第７講習室及び第８講習室	１年		１,９４８,５７０
	１講時、２講時、３講時、４講時又は５講時	７３０	２,９８０
	６講時又は７講時	１,１００	４,５４０
駐車場（３０分までごと）			３１０
付属設備		別に定める。	

（※１）１講時：午前９時～午前１０時３０分、２講時：午前１０時５０分～午後０時２０分、３講時：午後０時４０分～２時１０分、４講時：午後２時３０分～４時、
５講時：午後４時２０分～５時５０分、６講時：午後６時１０分～午後７時４０分、
７講時：午後８時～午後９時３０分、
午前：午前９時～正午、午後：午後１時～午後５時、夜間：午後６時～午後９時３０分

（※２）大学・学生等が、条例第１条で規定する目的で使用する場合（大学講義、研究会、研修会、地域との連携活動等を想定）の料金。

＜付属設備＞

区分			単位	使用料（円）
音響設備	拡声装置		１チャンネル	１，５７０
	マイクロホン		１本	１，５７０
	無線マイクロホン装置	講義室において使用する場合	１チャンネル（４チャンネルを超えるチャンネルに限る。）	１，５７０
		会議室又はホールにおいて使用する場合	１チャンネル	３，１４０
映写設備	スライドプロジェクター		１台	１，５４０
	オーバーヘッドプロジェクター			１，５４０
	オーバーヘッドカメラ			１，５４０
	ビデオプロジェクター			３，１４０
	ビデオプロジェクター・ブルーレイディスクプレーヤーセット		一式	３，６６０
	テレビ・ブルーレイディスクプレーヤーセット			３，６６０
遠隔講義システム			一式	６，２８０
茶道具			一式	２，６１０

２　大学のまち交流センター指定管理業務の概要

以下の①～④の条例第２条で規定する事業及び条例第３条で規定する業務を、現指定管理者（(公財）コンソーシアム京都（以下「コンソ」という。）が担っている。

① 講義、演習、会議等のための施設の提供
② センターの維持管理に係る業務
③ 大学に関する情報の収集及び提供
④ 大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
⑤ その他市長が必要と認める業務

参考：「京都市大学のまち交流センター条例」（抜粋）
（事業）
第２条 京都市大学のまち交流センター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。
⑴ 講義、演習、会議等のための施設の提供
⑵ 大学に関する情報の収集及び提供
⑶ 大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
⑷ 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
（指定管理者による管理）
第３条 センターの管理は、地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
２ 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
⑴ 前条各号に掲げる事業に係る業務
⑵ センターの維持管理に係る業務
⑶ その他市長が必要と認める業務

＜具体的な業務内容と実績等＞

⑴　講義、演習、会議等のための施設の提供

（業務内容）

- 講義、演習、会議等の使用許可業務
- 使用料の徴収及び納入事務
- 講義、演習、会議等のための施設の提供
- 広報・宣伝

（業務実績等）

- コロナ禍（令和２年度）以降、貸室稼働率の減少傾向が継続しているが、特に大学利用の減少が顕著となっている。

【区分利用率（※）及び入館者数の推移】

	区分利用率	大学比率	一般比率	入館者数（人）
令和元年度	66.3%	26.0%	74.0%	349,515
令和２年度	50.1%	37.2%	62.8%	164,720
令和３年度	41.6%	21.8%	78.2%	159,218
令和４年度	52.4%	21.7%	78.3%	242,222
令和５年度	49.7%	21.8%	78.2%	260,288
令和６年度	48.9%	17.6%	82.4%	262,578
令和７年度	46.5%	18.4%	81.6%	250,515

（※）年間の貸室の全利用可能区分数に対して、実際に利用された割合を示す。

（参考）使用料収入一覧（目的外使用料（※１）を除く）

センターは、利用料金制（※２）を採用しておらず、使用料は、全て京都市が収入している（料金の徴収は指定管理者が実施）。

【使用料収入の推移】　　（単位：円）

令和元年度	95,466,910
令和２年度	75,534,530
令和３年度	70,028,930
令和４年度	115,290,705
令和５年度	113,277,115
令和６年度	113,191,780
令和７年度	108,129,425

（※３）

（※１）行政財産の目的外使用許可による使用料収入のこと。目的外使用許可とは、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において本市以外の者に使用を許可することであり、センターでは、１階の喫茶スペースや、３階の放送大学京都学習センター、６階の京都市わかもの就職支援センター等への使用許可を行っている。

（※２）指定管理者が、施設の使用に係る料金を同団体の収入として収受できる制度。
本施設では当該制度を採用していない。使用料収入はすべて本市に帰属するため、管理運営に係る経費は指定管理料として、全額本市が負担している。

（※３）令和３年度策定の行財政改革計画に基づき、令和４年度に近隣施設との料金差是正を図るため、一般使用料を従前の約１．５倍に改定した。この改定により、利用率は減少傾向にあるものの、使用料収入は増加している。

⑵　センターの維持管理に係る業務

（業務内容）

・　施設、付属設備及びその他物品の維持管理及び安全の確保

（業務実績等）

・　日頃から適切に点検・修繕が行われており、施設の管理状態を起因とする大きな事故の発生事例はない。

⑶　大学に関する情報の収集及び提供

（業務内容・実績）

加盟大学に関する情報発信として、以下の取組を実施

・　センター１階のエントランスで、加盟大学の大学案内や入試情報の冊子等を閲覧に供しているほか、公開講座のチラシや施設案内を配架している。

・　コンソのホームページにおいて、全加盟大学のウェブサイトへのリンクを一元的にまとめて掲載している。

・　コンソのホームページ内に特設サイト「がくまちステーション」を開設し、大学・学生と地域が連携して行っている取組等を紹介している。

・　指定管理業務とは別途、関連する取組として、ウェブサイト「KYOTO リカレントプラス」で生涯学習関連情報を発信している。

⑷　大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成

（業務内容・実績）

・　京（みやこ）カレッジ事業

人生１００年時代を迎え、生涯学習の重要性が増す中、「大学のまち」の強みをいかし、大学のキャンパスで学ぶ専門性の高い講座（正課科目）から、市民の興味関心に応じて受講できる多彩な教養講座まで、多様なニーズに応じた学びの場を提供している。

出願者数は全体として減少傾向にあるが､京都のまちをフィールドに歴史や文化･芸術などをより深く学ぶことができるオリジナルプログラム（京都学講座）や、大学の講座を体験できるリレー講座は、例年、多くの方が受講しており、生涯学習の裾野の拡大を図っている。

＜京カレッジの構成＞

種別	概要	主な会場
大学講義	大学の多彩な講義（正課科目）を一般に対しても開講するもの。	提供大学
市民教養講座	語学・資格系の講座、大学の公開シンポジウム	提供大学
京都力養成コース	歴史・文化・芸術等の宝庫である京都の魅力を活かし、各大学において蓄積された研究から京都をより深く学べる特色ある講座 ※京カレッジ独自講座	提供大学
京都学講座	京都力養成コースのうち、実地講座も交えながら、京都の文化や歴史等を深く学ぶことができる講座 ※京カレッジ独自講座	センター
教養力養成コース	文化力・地域力(地域人材の育成)の向上を目的に多様な教養を身に着ける講座 ※京カレッジ独自講座	センター
大学リレー講座	各大学が提供する多彩な生涯学習講座をリレー形式で提供する講座 ※京カレッジ独自講座	センター
リカレント教育プログラム	働きながらスキルアップやキャリア形成を図りたい現役世代を対象に提供する講座 ※京カレッジ独自講座	センター

＜提供科目・出願者数＞

年度	科目提供 大学数（校）	提供科目数 （科目）	延べ出願者数 （人）
令和元年度	33	267	3,424
令和２年度	31	235	2,123
令和３年度	27	215	2,149
令和４年度	25	190	2,923
令和５年度	27	180	3,058
令和６年度	25	189	2,611
令和７年度	24	180	2,075